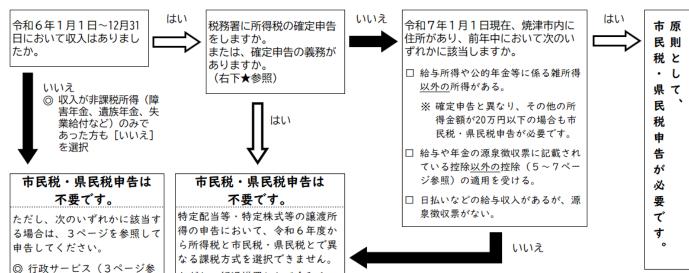
令和7年度 市民税・県民税申告のお知らせ

市民税・県民税は、 | 月 | 日(賦課期日)において焼津市に住所がある方に対し、前年中の所得や控除を 基準として計算した「均等割」と「所得割」の合算額により課税されます。

令和7年度市民税・県民税を計算する資料とするため、前年中(令和6年1月1日から12月31日まで)の 所得や控除について令和7年3月17日(月)までに申告してください。

市民税・県民税申告が必要な方



- 照)を受けようとする場合
- ◎ 所得証明書・住民税課税証明書が必要な場合

特定配当等・特定株式等の議定を記当等・特定、 (本学の) (本学の)

- ★ 確定申告が必要な方(①②③)、確定申告をすべき方(④⑤)
- ① 給与を2か所以上から受けている。
- ② 給与を | か所から受けていて、その他の所得が20万円を超える。
- ③ 公的年金等があり、その他の所得が20万円を超える。
- ④ 医療費控除などを申告することで、所得税の還付を受ける。
- ⑤ 給与所得の年末調整を受けておらず、所得税の還付を受ける。

上記は、主な例です。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

ご自分で申告書を作成される方へ

- インターネットを利用して、作成・印刷することができます (電子申告はできません)。 「焼津市 住民税試算システム」 検索
- 添付書類に不足がある場合や、申告書の記載内容が誤っている場合は、市において補正しますので ご了承ください。
- 手書きをされる方で、生命保険料控除など記入や計算が分からない場合は、該当箇所を記入せずに 提出して構いません。この場合、添付書類により市において補正しますのでご了承ください。
- 郵送提出する方で、収受日付印のある申告書の控えが必要な場合は、①作成した申告書のコピー、 ②返信用封筒(宛名を記入の上、所要額の切手を貼付)を同封してください。

申告会場にお越しいただく方へ

○ お願い事項など 12 ページを確認してください。

【問合先】 焼津市役所 課税課 市民税担当 (本庁舎3階7番窓口)電話:(054)626-2149 【郵送先】 〒425-8502 焼津市本町二丁目16番32号

1 申告書に添付・提示する書類

(1) 本人確認書類(郵送の場合は、それらの写し)

番号確認書類	個人番号(マイナンバー)カード、個人番号の記載のある住民票の写しなど
白. 二 咖 知 妻 叛	個人番号(マイナンバー)カード、運転免許証、パスポートなど
身元確認書類	※代理人が申告する場合は、本人ではなく代理人のものが必要です。

※番号確認書類、身元確認書類のいずれも必要です。マイナンバーカードは、両方の書類を兼ねられます。

- (2) 【給与所得、公的年金等に係る雑所得がある方】 源泉徴収票
- (3) 【営業等所得、農業所得、不動産所得がある方】 各所得のうち、複数の所得がある場合は、所得ごとの収支内訳書 (いずれか | つの所得である場合は、申告書裏面の項目8に記載)
- (4) 【上記(2)(3)以外の所得がある方】 その所得の内容(収入金額、必要経費など)が分かる書類
- (5) 【各種控除を適用する方】

控除証明書など(5~7ページを参照してください。)

- ※源泉徴収票に記載されている控除は、源泉徴収票があれば原則適用できます。
- ※(申告会場にお越しいただく方のみ)扶養親族等がいる場合、その親族の番号確認書類が必要です。
- (6) 【代理人が申告する場合】

法定代理人のとき:戸籍謄本など

任意代理人のとき:委任状(下記の様式をご利用ください。委任者(本人)が自筆してください。)

※住民票が同一世帯員の場合は、委任状は不要です。

※本人が意思表示できるものの、ケガなどにより自署できず委任状を代筆する場合は、代理人とは別の方が代筆してください。この際、余白部に「代筆が必要となる事由」と「代筆者の住所・氏名・本人との続柄」を記入し、委任者氏名欄に本人の拇印(指印)を押してください。

・・-・-・-・-・-・-・-・-・-・-(キリトリ線)-・-・-・-・-・-・-・-・-・-・-・-・-・-

委 任 状

	((代理	里人の	住所)						
	((代理	里人の	氏名)						
私は、		所行その	导 (課 の他 (税)証明	申告書の作 明書の交付 きについて	申請及7	グ受領		出)	
令和	年	F	月	日						
				(委任者	がの住所)					
				(委任者	fの氏名)					

2 前年中に収入がなかった方、非課税所得のみであった方等の申告

前年中(令和6年1月1日から12月31日まで)において次のいずれかに該当する方は、行政サービス(※)を受けようとする場合や、所得証明書・住民税課税証明書が必要な場合、申告書を提出してください。

- ▶ 収入がなかった方
- ▶ 非課稅所得(遺族年金、障害年金、失業給付など)のみであった方
- ▶ 収入はあったが、市民税・県民税が非課税となる方
- ※ ① 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の軽減 / ② 高額療養費・高額介護サービス費の自己負担額の決定 / ③ 国民年金保険料の免除 / ④ 保育料の決定 / ⑤ 児童手当・児童扶養手当の支給 / ⑥ 就学援助費の支給 / ⑦ 高等学校等就学支援金の支給 / ⑧ 障害福祉サービス(自立支援給付)の支給 / ⑨ 公営住宅の審査 など

記載例1 収入がなかった方

(申告書表面)

所得金額の合計欄(818)に「0」と記入。

	雑	業そ		の		務他	61 25	<u> </u>	
	*	全	棄涯	Ę	一時		26	·	
(合					計	818		0

(申告書裏面)

項目 10 に、生計の状況を記入。

10 無収入に係る事由(所得・課税の証明や国民健康保険税等の資料となります。)

:	※次の1~4のつち該当署	₿田を○で囲ぬ	り、必要事場	を記入し	J (くた	さい。	
	次の者から援助(仕送り)を受けてい	た。				
1	住所		氏名			続柄	
U	/ 焼津市本町2-16-32 焼津 三郎						
						(父)	
		遺族年金	障害年金	雇用	保険		
2	非課税の所得があった。	7 O /ll- /				,	
		その他()	

記載例2 障害福祉サービス(就労継続支援B型)を利用し、作業工賃の支払いを受けた方

(申告書表面)

「 | 収入金額 | 雑(業務)欄(60)に、工賃の額を記入。

	公	的	年	金	等	10		
雑	業				務	60)
	Ν		の		他	11		

「2 所得金額」雑(業務)欄(61)に、工賃の額から 55万円を差し引いた金額(マイナスの場合は0)を記入。

	公	的	年	金	等	24		
雑	業				務	61		i I
	そ		の		他	25		
糸	給合	譲渡	₹•-	一時		26		l
合					計	818	1	I

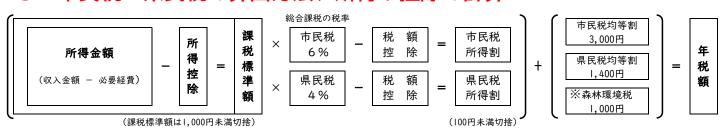
(申告書裏面)

項目9に、次の内容を記入。

9 給与の内訳 (源泉徴収票のない方)

1月	円	8月	円
2月		9月	
3月		10月	
4月		11月	
5月		12月	
6月		賞与	
7月		合計	工賃の額
支	氏名(名称)	Ĵ	施設名
支払者	住所・連絡先	施設	役の住所
		()

3 市民税・県民税の算出方法、所得や控除の計算



※森林環境税は令和6年度から市民税・県民税均等割と併せて課税される国税です。

【 申告書の 右側 1 収入金額 、 右側 2 所得金額 】

所得の種類ごとに、I年間の「収入金額」から必要経費等を差し引いて「所得金額」を計算して記載してください。 ※給与所得や公的年金等に係る雑所得は、以下の計算方法により計算してください。

◆ 所得の種類

<u>▼ 111 10 02 1E 22</u>							
区分	所得の内容						
営業等所得	販売業、製造業、飲食店業、サービ ス業、外交員、大工など						
農業所得	農産物の生産、農家畜の飼育など						
不動産所得	土地、建物などの貸付け						
利子所得	公社債、預貯金の利子など						
配当所得	株式等の配当						
給与所得	給料・賞与など						

	区分			所得の内容
雑	公的	9年	金等	国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など
木比	₩		7 <i>h</i> 7	原稿料、講演料、シェアリング・エコノミーなどの副収
所	業		務	人による所得、シルバー人材センターからの配分金など
得	マ	Φ.	4	生命保険の年金(個人年金保険)、暗号資産取引など他の
14	7	の	他	いずれの所得にも当てはまらない所得
譲	渡	所	得	資産の譲渡から生ずる所得
_	時	所	得	生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金など

※利子所得について、住民税が特別徴収されているもの(一般の預貯金は徴収されています)は、申告に含めないでください。

◆ 給与所得の計算方法

<u> </u>	1 13		100
収入金	金額	(円)	所 得 金 額 (円)
	~	550,999	0
551,000	~	1,618,999	収入金額-550,000
1,619,000	~	1,619,999	1,069,000
1,620,000	~	1,621,999	1,070,000
1,622,000	~	1,623,999	1,072,000
1,624,000	~	1,627,999	1,074,000
1,628,000	~	1,799,999	$A \times 2.4 + 100,000$
1,800,000	~	3,599,999	$A \times 2.8 - 80,000$
3,600,000	~	6,599,999	A ×3.2-440,000
6,600,000	~	8,499,999	収入金額×0.9-110万
8,500,000	~		収入金額-195万

※Aの算出方法 = 給与の収入金額の合計額を 「4」で割り、千円未満の端数を切捨て

◆ 公的年金等に係る雑所得の計算方法

所得金額 = 公的年金等の収入金額 ×「割合」-「控除額」 〇65 歳未満(昭和 35 年 | 月 2 日以後に生まれた方)の場合

収入:	金 額	(円)	割合	控除額(円)
	~	1,300,000	I	600,000
1,300,001	~	4,100,000	0.75	275,000
4, 100, 001	~	7,700,000	0.85	685,000
7,700,001	~	10,000,000	0.95	1,455,000
10,000,001	~			1,955,000

○65歳以上(昭和35年 | 月 | 日以前に生まれた方)の場合

収入	金 額	(円)	割合	控除額(円)
	~	3,300,000	ı	1,100,000
3,300,001	~	4,100,000	0.75	275,000
4, 100, 001	~	7,700,000	0.85	685,000
7,700,001	~	10,000,000	0.95	1,455,000
10,000,001	~		-	1,955,000

※公的年金等以外の合計所得金額1,000万円超の方は、上記の控除額から次により減額してください。

公的年金等以外の合計所得金額1,000万円超2,000万円以下 10万円 公的年金等以外の合計所得金額2,000万円超 20万円

※遺族年金や障害年金は、非課税所得であるため含みません。

◆ 所得金額調整控除

所得金額調整控除には下記の2種類あり、いずれも給与所得の金額から一定の金額を控除する制度です。下記1・2のいずれに も該当する場合は、両方を適用できます。

申告書716(給与収入欄)に適用する下記の番号(両方を適用する場合は3)を記入してください。

1 給与収入が850万円超で、次のいずれかに該当する方

- ① 23歳未満(平成14年1月2日以降生まれ)の扶養親族を有する。
- ② 本人、同一生計配偶者、扶養親族のいずれかが特別障害者である。

【控除額】 (給与収入(1,000万円超の場合は1,000万円)-850万円)×10%

※扶養控除を適用していない23歳未満の扶養親族又は特別障害者を有する場合は、「5 所得金額調整控除に関する事項」に必要 事項を記載してください。

なお、いわゆる共働きの世帯で、23歳未満の扶養親族を有する場合は、双方がこの控除を適用できます。

2 給与所得と公的年金等に係る雑所得のいずれもある方

【控除額】 (給与所得の金額(10万円超の場合は10万円)+公的年金等所得の金額(10万円超の場合は10万円))-10万円

◆ 家内労働者等の必要経費の特例

家内労働者等(外交員や、シルバー人材センターなど特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方を含む)が営業等所得、農業所得、雑所得のいずれかを有する場合で、必要経費の合計が55万円未満のときは、55万円(他に給与所得がある方は、55万円から給与所得控除額を控除した残額)を必要経費にできます。

【 申告書の 左側 3 所得から差し引かれる金額に関する事項 、 右側 4 所得から差し引かれる金額 】

所得控除について、以下により控除額を算出し、申告書に記載してください。

※下記控除の名称に付している番号は、参照用として「4 所得から差し引かれる金額」の項番を表しています。

32 社会保険料控除 ◎ 添付・提示する書類 … 領収書、納付額のお知らせハガキなど

【要 件】 社会保険料(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など)を支払った場合

【控除額】 支払った保険料の合計額

- ◎生計を一にする配偶者その他の親族の公的年金等から特別徴収されている社会保険料は、本人の控除対象となりません。
- ◎口座振替により支払った場合は、口座名義人の控除の対象になります。

また、公的年金からの特別徴収の方法で支払った場合も、年金受給者の控除の対象となります。

33 小規模企業共済等掛金控除 ◎ 添付・提示する書類 … 支払った証明書

【要 件】 小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金・個人型年金加入者掛金、地方公 共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合

【控除額】 支払った掛金の合計額

34 生命保険料控除 ◎ 添付・提示する書類 … 保険会社などが発行した控除証明書

【要 件】 生命保険、介護医療保険、個人年金の保険料を支払った場合

【控除額】 保険料の種類ごとに、支払額の合計から控除額を算出してください。

<一般生命保険料>

<一版生中休快科/				
区分	支払保険料の金額	計算式	控除額	
	12,000円以下	支払額	円	
	12,001円~	支払額×0.5		
立くまひゃん	32,000円	+6,000円	円	\bigcirc
新契約	32,001円~	支払額×0.25		(1)
	56,000円	+14,000円	円	
	56,001円以上	28,000円	円	
旧契約	15,000円以下	支払額	円	
	15,001円~	支払額×0.5		
	40,000円	+7,500円	円	<u></u>
	40,001円~	支払額×0.25		2
	70,000円	+17,500円	円	
	70,001円以上	35,000円	円	
	①+②(限度額28,000円)			3
②と③のいずれか大きい金額 円				Α
				Α

<個人年金保険料>

区分	支払保険料の金額	計算式	控除額	
	12,000円以下	支払額	円	
	12,001円~	支払額×0.5		
±C ≠∏ 4/5	32,000円	+6,000円	円	(A)
新契約	32,001円~	支払額×0.25		4
	56,000円	+14,000円	円	
	56,001円以上	28,000円	円	
	15,000円以下	支払額	円	
	15,001円~	支払額×0.5		
10 +77 45	40,000円	+7,500円	円	©
旧契約	40,001円~	支払額×0.25		5
	70,000円	+17,500円	円	
	70,001円以上	35,000円	円	
④+⑤ (限度額28,000円)		円	6	
(⑤と⑥のいずれか大きい金額			В

<介護医療保険料>

区分	支払保険料の金額	計算式	控除額	
	12,000円以下	支払額	円	
	12,001円~	支払額×0.5		
新契約	32,000円	+6,000円	円	_
	32,001円~	支払額×0.25		C
	56,000円	+14,000円	円	
	56,001円以上	28,000円	円	

|--|

A(円)+B(円)+C(円) =(円)

◎適用制度の別は、控除証明書を確認してください。▶新契約:平成24年 | 月 | 日以後の契約締結分▶旧契約:平成23年12月31日以前の契約締結分

35 地震保険料控除 ◎ 添付・提示する書類 … 保険会社などが発行した控除証明書

【要 件】 損害保険契約について、地震等損害部分の保険料を支払った場合

【控除額】 控除額=A+B(限度額25,000円)

地震	雲保険料	旧長期:	損害保険料
支払額	A 控除額	支払額	B 控除額
50,000円以下	支払額の半額	5,000円以下	支払額
50,001円以上	25,000円	5,001円~15,000円	支払額×0.5+2,500円
		15,001円以上	10,000円

◎Ⅰつの保険契約に、地震保 険料と旧長期損害保険料の 両方がある場合は、いずれ か一方の控除のみ適用する ことができます。

37 寡婦控除 、 ひとり親控除

【要 件】 令和6年12月31日において、本人が次の要件に該当し、前年中の合計所得金額が500万円以下である場合 【控除額】

区分	要件	控除額
寡婦控除	夫と離別し扶養親族を有する方、夫と死別した方(ひとり親控除に当たる方を除く)	26万円
ひとり親控除	現に婚姻をしていない方で、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する方	30万円

◎住民票の同一世帯に、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄が記載された方(「未届の夫(妻)」など)がいる場合は、適用できません。

38 勤労学生控除 ◎ 添付・提示する書類 … 学生証、在学証明書の写しなど

【要 件】 令和6年12月31日において、学校教育法に規定する高等学校、大学等の学生で、本人の合計所得金額が75万円以下で、 かつ、勤労によらない所得が10万円以下である場合

【控除額】 26万円

38 障害者控除 ◎ 添付・提示する書類 … 障害者手帳、後見登記事項証明書、障害者控除対象者認定書の写しなど

【要 件】 令和6年12月31日において、本人、配偶者又は扶養親族が障害者の場合

【控除額】

区分	要件	控除額
特別障害者	身体障害者手帳 ・2級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 級、成年被後見人、常に就床を要し複雑な介護を必要とする方など	30万円
同居特別障害者	特別障害者のうち、本人、配偶者、生計を一にするその他の親族のいずれかと同居している方	53万円
その他の障害者	身体障害者手帳3~6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級など	26万円

- ◎要介護認定を受けた65歳以上の方で、障害者手帳等の交付を受けていない方については、福祉事務所長から「障害者控除対象者 認定書」の交付を受けた場合、その区分に応じて障害者控除を適用することができます。
- ▶ 問合先:地域包括ケア推進課(焼津市役所本庁舎3階6番窓口) 電話(054)626-1117
- ◎本人の合計所得金額が1,000万円超により配偶者控除を受けられない場合であっても、配偶者が「同一生計配偶者」に該当するときは、配偶者に係る障害者控除を適用することができます。同一生計配偶者(配偶者控除に該当する場合を除く)を有する場合は、申告書79に記入(レ点)してください。
- ▶ 同一生計配偶者:生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下であり、かつ、青色事業専従者・事業専従者でない方をいいます。

39 配偶者控除 、 40 配偶者特別控除

【要 件】 本人の合計所得金額が1,000万円以下で、令和6年12月31日(年の途中で死亡した場合は、その死亡日)において生計を一にする配偶者(青色事業専従者や事業専従者を除く)がいる場合

【控除額】

【狴	余額 】				_
		:	本人の合計所得金額	Į	
		900万円以下	900万円超	950万円超	
		900万円以下	950万円以下	I,000万円以下	
	48万円以下	33万円	22万円	11万円	五/田 长拉瓜
	老人(昭和30年 月 日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円	→ 配偶者控除
配偶者の	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	II万円	
者の	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	II万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
合計所得金額	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	│ ├ 配偶者特別控除
得	115万円超 120万円以下	16万円	II万円	6万円	1
金額	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	I万円	

◎非居住者(国内に住所がない方)である同一生計配偶者については、その配偶者に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」 (外国語で作成されている場合はその翻訳文を含む)の添付・提示が必要です。

41 扶養控除

【要 件】 令和6年12月31日(年の途中で死亡した場合は、その死亡日)において合計所得金額が48万円以下である配偶者以外の扶養親族(6親等内の血族・3親等内の姻族。青色事業専従者や事業専従者を除く)がいる場合

【控除額】

区分	要件	控除額
如井美如坎	16歳以上 9歳未満(平成 8年 月2日~平成2 年 月 日生まれ)	22.T. III
一般扶養親族	23歳以上70歳未満(昭和30年 月2日~平成14年 月 日生まれ)	33万円
特定扶養親族	19歳以上23歳未満(平成 4年 月2日~平成 8年 月 日生まれ)	45万円
老人扶養親族	70歳以上(昭和30年 月 日以前生まれ)	38万円
同居老親等	老人扶養親族のうち、本人か配偶者の直系尊属で、本人か配偶者と同居している方	45万円
年少扶養親族	16歳未満(平成2 年 月2日以後生まれ)	_

- ◎年少扶養親族は控除対象となりませんが、非課税基準(8ページ参照)、障害者控除の適用等において考慮されるため、忘れずに記入してください。
- ◎別居の扶養親族がいる場合は、申告書裏面の項目11にも記入してください。
- ◎非居住者(国内に住所がない方)である扶養親族については、令和6年度以降扶養控除等の適用条件が厳格化されました。「親族関係書類」及び「送金関係書類」(外国語で作成されている場合はその翻訳文を含む)に加え、30歳以上70歳未満の方(障害のある方を除く)を扶養する場合には「38万円以上送金していることが分かる書類」の添付・提示が必要です。また、留学している方を扶養する場合には「留学ビザ等書類」の添付・提示が必要です。

42 基礎控除

【要 件】 本人の合計所得金額が2,500万円以下である場合

【控除額】

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円

| 30|| 雑損控除 | ◎ 添付・提示する書類 … 災害関連支出の領収書、り災証明書など

【要 件】 震災、風水害、火災等により住宅、家財等に損害を受けた場合

【控除額】 ①、②のいずれか多い金額(ただし、保険金等で補てんされる部分の金額を除く)

- ① 損害金額- (所得金額×10%)
- ② 災害関連支出の金額-5万円
- ◎所得金額:申告書818の金額(申告分離課税の所得がある場合は、それらの所得金額(特別控除前)を加算した金額)

31 医療費控除 ◎ 添付する書類 … 医療費控除の明細書、医療費通知(医療費のお知らせ)

【要 件】 医療費を支払った場合

【控除額】 医療費控除の明細書(10ページ)を利用して計算してください。

- ◎領収書の添付・提示では医療費控除を適用できません。
- ◎医療曹控除の対象となる医療費については、国税庁ホームページをご確認ください。
- ▶ 介護保険制度の施設・居宅サービス等の利用者負担のうち医療費控除の対象となる金額は、基本的に施設やサービス事業者が 発行する領収書に記載されています。
- ◎控除の対象とならないもの (例示)
- ▶ 疾病の予防や健康増進のための費用(健康診断、予防接種、サプリメントの購入など)
- ※ 健康診断により重大な疾病が発見されて引き続き治療をした場合は、健康診断の費用も対象となります。
- ▶ タクシー代(電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除く)
- ▶ 治療を受けるために直接必要としない、眼鏡、補聴器等の購入費用

31 医療費控除の特例 🔘 添付・提示する書類 … セルフメディケーション税制の明細書

【要件】健康の保持増進・疾病の予防として一定の取組を行った方が、スイッチOTC医薬品の購入費を支払った場合

【控除額】 (購入費-保険金等で補てんされる金額)-12,000円 (最高88,000円)

- ◎セルフメディケーション税制による医療費控除の特例は、従来の医療費控除との<u>選択適用</u>です。この特例を選択する場合は、申告書821(医療費控除の区分欄)「□」に「1」を記入してください。
- ◎対象となる医薬品については、厚生労働省ホームページをご覧ください。
- ▶ 対象商品には、購入の際の領収書にセルフメディケーション税制の対象商品である旨が表示されています。
- ◎健康の保持増進・疾病の予防として行った一定の取組に要した費用(人間ドックなど)は、控除の対象となりません。

【税額控除】

調整控除

- 合計課税所得金額が200万円以下の方
 - 人的控除差合計額と合計課税所得金額のうち、いずれか 少ない金額の5%
- 合計課税所得金額が200万円超の方
 - 人的控除差合計額 (合計課税所得金額 200万円)の5% (最低2,500円)
- ※合計課税所得金額=総所得金額-所得控除
- ※人的控除差合計額=所得税の人的控除額-市民税・県民税 の人的控除額
- ※合計所得金額 2,500 万円超の場合は、適用できません。

外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税等を納めている場合、所得税から控除しきれなかった額(限度額あり)

配当控除

- 配当所得の金額×控除率
- ※控除率は、配当所得の種類や合計課税所得金額によって変わります。(市民税 0.2~1.6%、県民税 0.15%~1.2%) ※申告分離課税を選択した場合は、適用できません。

住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

次の I、2のいずれか少ない金額

- I 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税に おいて控除しきれなかった額
- 2 所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じた額 (限度額97.500円)(令和4年以降の居住開始)
 - ※平成26年4月から令和3年12月31日までの入居で、住宅の取得費等に含まれる消費税率が8%又は10%である場合は、所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じた額(限度額136,500円)

寄附金税額控除

- 次の①と②を合わせた金額
- ①基本控除額:【下記ア~ウの寄附金額と総所得金額等の30%のうち、いずれか低い金額 -2,000円】×10%
- ②特例控除額:【下記アの寄附金額 -2,000円】×【90% - (寄附者に適用される所得税率×1.021)】
- ※②は、下記アの寄附金についてのみ適用されるもので、 所得割額(調整控除後)の20%が限度額です。
- ※ふるさと納税ワンストップ特例の適用がある場合は、申告特例控除額(所得税の控除額分)を加算します。
 - ア 都道府県・市区町村に対する寄附金(震災関連寄附 金を含み、特例控除対象寄附金に限る)
 - イ 静岡県共同募金会、日本赤十字社静岡県支部(震災 関連寄附金以外)、都道府県・市区町村に対する寄 附金(ア以外のもの)
 - ウ 静岡県・焼津市が条例で指定した団体に対する寄附 金
- ※寄附金受領証などの添付が必要です。なお、本人以外の 親族等が寄附したものを本人の控除対象とすることは できません。
- ※上記ウについて、焼津市は、静岡県が指定した団体を同じく対象としています。静岡県が指定した団体については、静岡県ホームページをご確認ください。

配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

上場株式等の配当又は上場株式等の譲渡で、住民税5%が特別徴収されたものを申告した場合は、その特別徴収税額を控除します。控除しきれなかった分は、還付又は未納の税額に充当されます。

【非課税基準】

- (1) 令和7年1月1日において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- (2) 令和7年1月1日において、本人が障害者、未成年者、寡婦、ひとり親のいずれかに該当し、令和6年中の合計所得金額が135万円以下である方
- (3) 令和6年中の所得が次の金額以下の方

所得割のみ非課税(総所得金額等で判断)

扶養なし	
扶養あり	350,000円×(扶養人数+I)+420,000円

均等割・所得割ともに非課税(合計所得金額で判断)

扶養なし	380,000円
扶養あり	280,000円×(扶養人数+ I)+268,000円

※ ここでいう「扶養」には、同一生計配偶者(6ページ参照)、年少扶養親族(7ページ参照)を含みます。

非課税基準額の早	見表	扶養なし	扶養丨人	扶養2人	扶養3人	扶養4人	扶養5人
所得							
(総所得金額等)	所得割	45 万円	112 万円	147 万円	182 万円	217 万円	252 万円
(合計所得金額)	均等割	38 万円	82.8 万円	110.8 万円	138.8 万円	166.8 万円	194.8 万円
給与収入							
※所得が給与のみ	所得割	100 万円	170.3 万円	221.5 万円	271.5 万円	321.5 万円	370.3 万円
の場合	均等割	93 万円	137.8 万円	168.3 万円	209.9 万円	249.9 万円	289.9 万円
公的年金等収入(65 歳以上)							
※所得が公的年金	所得割	155 万円	222 万円	257 万円	292 万円	327 万円	372.6 万円
等のみの場合	均等割	148 万円	192.8 万円	220.8 万円	248.8 万円	276.8 万円	304.8 万円

4 医療費控除の明細書

医療費控除の適用を受ける場合は「医療費控除の明細書」の添付が必要です。次ページの明細書をご利用ください。 ※医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を受ける場合に必要となる「セルフメディケーション 税制の明細書」は、課税課窓口や国税庁ホームページにて取得してください。

記載要領

● 医療費通知に関する事項

医療費通知を添付する場合、(I)~(3)を記入します。

- ※ I 医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。
 - ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称
- ※2 本人、生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。
- ※3 医療費通知に保険者番号や被保険者番号・記号がある場合、その番号部分を塗り潰してください。
- (I) 「医療費通知に記載された医療費の額」欄本人が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計して記入します。
- (2) 「(1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の額」欄
 - (1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。
 - ※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。
- (3) 「(2)のうち、生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄 生命保険契約、損害保険契約、健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金(入院費給付金、 出産育児一時金、高額療養費など)がある場合に、その金額を記入します。
 - ※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

② 医療費(上記❶以外)の明細

その年中に本人、生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。

なお、「領収書 | 枚」ごとではなく、「医療を受けた方」、「病院・薬局など」ごとにまとめて記入できます。 (上記❶に記入したものについては、記入しないでください。)

- (1) 「医療を受けた方の氏名」欄
 - 医療を受けた方の氏名を記入します。
- (2) 「病院・薬局などの支払先の名称」欄 診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。
- (3) 「医療費の区分」欄
 - 医療費の内容として該当するものを全てチェックします。
- (4) 「支払った医療費の額」欄
 - 医療費控除の対象となる金額を記入します。
- (5)「(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄上記❶の(3)と同じです。

医療費控除に関する重要なお知らせ

「医療費控除の明細書」の添付が必要です。領収書の添付・提示は必要ありませんが、明細書の記入内容の確認のため、領収書(医療費通知に係るものを除く)の提示・提出を求める場合がありますので、領収書は5年間保管してください。

令和 6 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所			_		氏 名						
1 医療費通知	に関する事項										
医療費通知(※)を添	気付する場合、右記の(1)~(3)を 医療費の額等を通知する書類で、		1	された	責通知に記載 こ医療費の額 負担額(注)		1)のうちその 景に支払ったB		(3)	(2)のうち生命保険や社会 保険(高額療養費など) などで補てんされる金額	
(①被保険者等の氏名、	発行する「医療費のお知らせ」) ②療養を受けた年月、③療養を受				円	P		円	4		円で
	けた病院・診療所・薬局等の名称、 猿費の額、⑥保険者等の名称	り被保	(注)医療 ご注意			の医療費	が記載されて	いる場合が	ありま	きすので、	(E
2 医療費(上	:記1以外)の明細	「領収書1年 「医療を受し	女」ご	とで		:ど」ごと	こにまとめ ⁻	て記入で	きます	t .	着
(1) 医療を受けた方の 氏名	(2) 病院・薬局などの 支払先の名称	()	3) 医療	費の	区分	(4)支持	小った医療	費の額	(5)	(4)のうち生命保険や社会 険(高額療養費など)など 補てんされる金額	
		□ 診療・ □ 医薬品		_	介護保険サービス その他の医療費			円			円 E
		診療・		_	介護保険サービス						
		□ 医薬品□ 診療・			その他の医療費 介護保険サービス						-
		医薬品	購入		その他の医療費						_ `
		□ 診療・ □ 医薬品		_	介護保険サービス その他の医療費						ĺ
		診療・			介護保険サービス						٦ ï
		医薬品		_	その他の医療費介護保険サービス						⊢ į́
		□ 診療・ □ 医薬品		_	イン その他の医療費						ן ב
		診療・		_	介護保険サービス						Πī
		□ 医薬品□ 診療・			その他の医療費 介護保険サービス				-		- -
		医薬品		_	その他の医療費						<
		診療・		_	介護保険サービス						7
		□ 医薬品□ 診療・		_	その他の医療費介護保険サービス						٦
		医薬品		_	その他の医療費						_ ເ
		診療・		_	介護保険サービス						
		□ 医薬品 □ 診療・		_	その他の医療費 介護保険サービス				 		-
		医薬品	購入		その他の医療費						
		診療・ 医薬品		_	介護保険サービス						
		□		_	その他の医療費 介護保険サービス				\vdash		+
		医薬品			その他の医療費						
		□ 診療・ □ 医薬品		_	介護保険サービス その他の医療費						
		診療・		_	介護保険サービス						1
		医薬品	購入		その他の医療費						4
	2の合計	†				٥					
	医療費の合計			Α	(9+9)		円	В	<u>7</u> +[)	円
3 控除額の記											
支払った医療費	(合計)	^円 A ←									
保険金などで 補てんされる金額		В									
差引金額 (A - B)	(赤字のときは0円)	С									
所得金額の合計額		D		_	申告書818の	金額を	転記しま	す。			
D × 0.05	(赤字のときは0円)	Е			※申告分離課 (特別控除		•				
E と10万円のいずれ か少ない方の金額		F			(17,011)	111/ C/	 	. up. e. 1/4-5	,, O 6	~ / 0	

▶ 申告書31に転記します。

(最高200万円、赤字のときは0円)

G

医療費控除額

5 下書き用申告書(表面)

		会	保							載 0				3																	
	控				除	そ(った		会保		- 8			- ^ /-	70 de l			A		/===A	1-1							
所得) 3	E命(保険	料	円		新)	個ノ	人月	F金保	険料	円	400	7	医療	保険	料							
か	生控	命	保	険	料除	10		i) <i>H</i>		모양	Ľ:l		10	1	/E	15	F金保	『全业 』	-	103											
得から差]エ				小小	4		1) =	E PP 1	保険	14	円	·····		1回/	<u> </u>	一立 木	灰村	円												
差 	114	-	/□	π Δ	ulsıl	-	7		地	雲保!)	ໄ⊘≣		, ,		-		IF	長期	明指系	丰保[険料 <i>σ</i> .) <u>‡</u> †								
引	地控	莀	1禾	険	科除	4	7			2011		1			F	Ŧ	46			,,,,,,,,,		2011-		*********							
かった	71	ا بر	い報	見控	除	19)7	П		寡婦	李	除	74	1	П	()	□死兒	311	一磨	能別	П	生死	不明	差)							
れる				控		7	-	_			校名		<u>'</u>	' 1				,,		F/J J	_		1 .73	.,							
金	3/)	71-	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	_] 1	ŵ,	_		Т		(-)	1X.L	1/				-		身位	k •	- 結	神・	療育	<u> </u>	糸							
額 に	陪	宔	耂	控	仝	丑	名										区分	他		כוו	1 T)		B							
関	片		Н]±	W)V	氏	名										区分	身他		精	神・	療育	Ī	¥							
すー						71	リガナ	H								В	月・大			<u> </u>	- m	温	ΛΑ :	<u>.</u> 11764							
る 事								-												-	HI	JIPI T	,, D								
項	配 (:	特別	偶 訓)	控	者除	氏	名										•			4	48 E	8									
·/				記偶			個	人i	番号		Γ	·			1	3	ì				1		}								
※ 別						7	9		同·	一生	 計画	 2偶a	 者(控院	 於対象	·····································	偶者	 を除・	 < 。)											
居の			フ	リガ	ナ									0000000	明・	大	· 昭·	平			続	柄		同							
扶		1		······································																-				別							
養 親	扶	1	E	モ 名			,							-						生		· · · · · · ·		玉							
ル 大	養		個	人	番	뮹		ı		1		8	1	none					ı			控除	額	7							
13.	控除		フ	リガ	t									***************************************	明・	大	・昭・	平			続	柄									
いる	, I'	2	2	2	2	2	2	2	2	Е	5. 名			***********	*********	**********			***********		-										
場																				生		控除	Ш								
合、			_	人		ヮ		1	****	1		8	1	-	平・	_			1	-			-	7							
裹 面	16		フ	リガ	ナ										+ •	Ъ				-	続	柄		同. 別.							
	歳未	1	E	モ 名	l									****************		•		•	,	生											
<u>_</u>	満 の		個	人	番	号								ئىسىد د						سلسلت		T									
記	扶養		フ	リガ	ナ	Г								-	平・	令				T	続	柄		同							
	親 族	2		氏名																											
て		۷		√ ∠			,													生		T		土							
くだ				人				1		_1				70007				50													
さい		*	扶養	控除及	ኒ ኒ	16歳:	未満の)扶養	親族	におい	۱۲,	3人目	3以降	の扶	養親族	EIZT	ついて言	己人し	T < 7	ださい	١.										
۰	摘要																														
	女																														
-							損	害	の	原[刃				損害	年	月日			損害	を受	けた	資産(の種類							
																			\top					- 1							
	雑	損	į	空	除		損	į į	F 3	金	額		保	免金な	ことで:	補て	んされ	る金額	Į :	差引損	失額の	うち災害	関連す	変出のፏ							
												円							円												
	<u></u>	<u>_</u>	#	+r/m	74		3	支 払	4 0	た	医	療	費	等			保	険金	なと	ごでネ	甫てん	んされ	る金	額							
	达	獠	貫	控	际										F	円															
5	所	得	金額	額調	軎	控	除	こ関	す	る事	項	į ×	給与	·収.	入が8	507	万円超	の方	のみ	紀入	して	くださ	<u>۲</u> ۷۱°								
フリカ	Ĭナ								り	月・ナ	∀ • ا	昭・	平·	令	á	続	柄	特	別障	害者	計に計	亥当す	る場	合							
氏名	Ż			***********	**********		***************************************								-			身体	•	精神	• ;	寮育		級							
10 1					_										生			他()		度							
	_	_	番 号					1	1	1			1	1	ı			6				居 口兒		□国外							
6	給	与	• :	公的	月	=金	等(こ係	る	所得	拟	外((令	和7	年4	月	1日	こお	١٦	て6	5歳	未満	の								
	方	は	給-	与形	í待	拟	外)	の	市国	税	٠ أ	見見	税	の	内税	方	法														
809	Īг	1	<u>%</u>	·与·	ħ١	らき		*	特	別役	ķηΔ	7)	1	310			白分	で約	加付	-(1.通行	数収))								

	事	営 業	等	1	, ,	円
	業	農	業	2		
1	不	·····································	産	5	l 1	•••••
ıΙσ	配		当	7		
収	給	一 般	716	8	i l	**********
入	与	専 従		9		******
金		公的年金	き等	10		
額	雑	業	務	60	i i	
		そ の	他	11	[[
等	総合	短	期	12	[[
	譲渡	長期(1/2	前)	13	l l	
	— F	庤 (1/2 育	ງ໌)	14		
	事	営 業	等	16		
	業	農	業	17		
	不	動	産	20	1 1	
2	利		子			
所	配		当	22		
得	給		与	23		
	給力	与-特定3	を出	238		
金		公的年金	き等	24		
額	雑	業	務			•••••
		そ の	他	25		
		合譲渡・一				
	合			818		
	社会	会保険料!				
	共消	•••••		33		
4		命保険料!				
所		雲保険料 排				
得		・ひとり親			0 0 0	0
から		学生・障害者			0 0 0	0
差	配	偶 者 控			0 0 0	0
得から差し引か		男者特別 <u>持</u>			. 0 0 0	0
かった	扶	養 控 ************************************	除		0 0 0	0
れる	基小	<u></u>		42	0 0 0	0
金	小地	43	計	20		
額	雑	損整	除 821			
	医療	費控除分		31	1 1	
	合		計	43		
		吹の蛙側を選			厍痿毒炒砼 (31) の	

※医療費控除の特例を選択する場合、医療費控除 (31) の 区分 (821) の口に「1」と記入してください。

受付時間:両会場ともに午前9時30分~||時30分 / 午後|時30分~4時

会場	受付期間 (土日を除く)	定員 (1日当たり)
焼津市役所本庁舎 I 階 大会議室 I A (焼津市本町 2 丁目 16番32号) 北玄関 (自動ドア) 階段 WC エスカレーター 南玄関 (自動ドア) 階段 海街ホール 階段 海街ホール では い。	2月17日 (月) ~ 2月21日 (金) 3月3日 (月) ~ 3月10日 (月) ※ 2月25日~2月28日は、市民税・ 県民税の申告相談はできません。	75 人
大井川庁舎 I 階 正面玄関から入って左手 (焼津市宗高900) 1F (自動ドア) 正面玄関 会場 大井川市民 サービスセンター 市金庫	3月11日(火)~ 3月17日(月)	50 人

- ※ 2月 17日(月)~3月 17日(月)までの間、市役所3階の課税課(7番)窓口では申告相談できません。
- ※ 所得税の確定申告の会場は、焼津市総合体育館・シーガルドーム(焼津市保福島 1050 番地)です。 市民税・県民税申告の会場では、確定申告できませんのでご注意ください。

申告会場での申告相談をされる方へ(お願い)

- 各会場において、期間の初め頃や各日午前中は混雑が <u>予想されます。</u>来場時期の分散にご協力ください。
- 申告に必要な書類(2ページ)は、申告相談前に整理 をしておいてください。
 - ▶ 営業等所得、農業所得、不動産所得のいずれかの所得がある場合は、申告書裏面の項目8に収入と必要経費を記載してください。複数の所得がある場合は、所得ごとに収支内訳書を記載してください。
 - ➤ 医療費控除を適用する場合は、医療費控除の明細書 (10ページ)を記載してください。<u>領収書の添付・</u> 提示では医療費控除を適用できません。

【本庁舎駐車場マップ】

